日本小児神経学会近畿地方会会則

第１条（名称）

本会は日本小児神経学会近畿地方会と称する。

第２条（事務局）

本会は、事務局を〒 591-8025　大阪府堺市北区長曽根町３シュライククリエイティブセンター201 におく。

第３条（目的）

本会は、小児神経学に関する学術の進歩、ならびに知識の普及をはかり、小児の健康と福祉の向上に寄与することを目的とする。

第４条（事業）

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

1） 学術集会、その他講演会の開催
2） 関連団体・機関等との連携
3） 会員相互の親睦
4） その他前条の目的を達成するために必要な事業

第５条（会員）

本会の目的に賛同し、会費を納めるもの。

第６条（資格喪失）

会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

1） 退会
2） 会費を滞納したまま２ヵ年を経過したとき。
3） 第３条の目的にいちじるしく違背する行為があり、役員会および総会において除名を決議されたとき。

第７条（役員）

本会に、次の役員をおく。

1） 会長　　１名
2） 運営委員長　１名
3） 副委員長　　１名
4） 運営委員　　若干名
5） 監事　　２名
6） 顧問　　若干名
7） 名誉顧問　　若干名

第 8 条（役員の職務）

1） 会長は学術集会を開催する。

2） 運営委員長は本会を代表するとともに会務を総括する。

3） 役員は日本小児神経学会の近畿地区会員の中から選び、本会の業務を行う。

第 9 条（役員の任期と定年）

1）役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

（但し会長については、会長決定後担当学術集会終了迄とする）

2） 役員の定年は満 65 歳とし、その退任は 65 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日とする。

（但し顧問・名誉顧問については、上記の限りではない）

3） 運営委員長については前任者が推薦のうえ、運営委員会での承認を得て、就任するものとする。

4） 名誉顧問については年会費および学術集会参加費の徴収を行わない。

第 10 条（総会）

1） 総会は、原則として年 1 回開催し、重要事項の報告、審議及び決議を行なう。

2） 総会は、運営委員長が召集し、その議長となる。

第 11 条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する。

第 12 条（会則の変更）

この会則は、役員及び総会において、出席者の過半数の賛同を得て変更することが出来る。

第 13 条（細則）

本会則を施行するための細則は、役員会の議を経て定める。

附　則

年会費 5,000 円（会計年度 4 月 1 日～3 月 31 日）

平成 6 年 10 月 22 日制定

平成 28 年 9 月 24 日改訂

平成 30 年 2 月 3 日改訂

令和 3 年 9 月 29 日改訂

令和 5 年 9 月 29 日改訂

令和 6 年 1 月 10 日改訂

令和 6 年 4 月 1 日施行